



くれ

1013 号
2025 年 9 月 16 日
郵政産業労働者ユニオン
呉支部発行



←中国地本HPへ
PC・スマホ等からこの
情報が閲覧可！



メールはこちら→

ハラスメント？

【こんなパワハラはどう？】



自爆をする暇があったら

配達に専念しろ

近年「ハラスメント防
止」は社会全体の課題と
なっています。しかし、
残念ながら職場の一部管
理職の中には、その意識
が十分に根付いていない
実態があります。冗談の
つもりで言葉や「指導」
の名を借りた行為が、社
員にとっては深刻な心身

の負担となり、職場環境
を悪化させています。
ハラスメントは個人
の資質の問題だけではな
く、組織全体の信頼と生
産性を揺るがす行為です。
管理者こそが率先して
「何がハラスメントに当
たるのか」を理解し、行
動を改めることが求めら

言うてはいけないこと
やうてはいけないこと



配達に
集中させて
いただき

ありがとう
ございます

ブラックジャックによろしく 佐藤秀峰

訪問販売は「特定
商取引法」で厳しく
規制されています。
例えば、訪問の用件
を伝えず敷地内に入
る、訪問の用件とは
違う内容（書留や荷
物の配達と言って中
に入りふるさと小包
の勧誘をする）を伝
える行為、相手の承

営業方法に問題は

れています。職場を安全
で健全な場にするために、
私たちは声を上げ続け、
意識を変えていく必要が
あります。

諾なく長時間居座つ
たり、脅すような口
調で契約を迫ること
は「不当な勧誘」と
され、法違反です。
また、「今だけ特別
価格」「自分から買
うとお得」「郵便局
のカタログは他より
も安い」など事実と
異なる説明をして契
約させる行為も禁止
されています。さら
に、契約後には消費
者の権利があることを
必ず説明しなければ
なりません。これら
を怠ると会社への行

今後の予定

- 10月 5日(日) 9:00~
第3回地本執行委員会
未定
- 10月 7日(火) 17:00~
第2回呉支部執行委員会
支部事務所

政処分や損害賠償に
つながり、信頼も失
います。
ただでさえ、不適
正な点呼問題で郵便局
に対する不信感が増
長している中、信頼
回復どころか、現場
の成果を急ぐあまり、
法律を軽視すること
はリスクそのもので
す。まずは特商法の
基本を理解し、適正
な営業活動を徹底す
ることが組織にとつ
て最も重要です。
また、裁判等でも
明らかになっている
「自爆営業」ですが、
管理者の自爆が深刻
だと退職者から多く
聞きます。自身や身
内の為の購入は、カ
ウンストに入れない位
の対策をしなければ
解決できません。